

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業

『木造住宅耐震診断』の申請について

男鹿市では、今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事に要する費用等の補助を実施します。

1. 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・ 男鹿市内に存すること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅であること。

※次のいずれかに該当する住宅は、補助の対象としない。

- ・ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該住宅について増築工事を着手したものであって、当該増築部分の延床面積が昭和56年5月31日以前に着工された部分の延床面積の2分の1を超えるもの
- ・ 平成12年6月1日以降に増築工事を着工したもの
- ・ 過去に、この告示に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事及び建替え工事を行っているもの

(2) 補助対象者

- ・ 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・ 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ・ 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 補助金の額

補助金の種類	補助金の額及び補助率
耐震診断費用	1棟13万円のうち申込者の自己負担額1万円(残り12万円は男鹿市が負担)。

※自己負担額は、市が耐震診断支援業務（診断士派遣）を委託する機関からの請求に基づきお支払いただきます。

2. 申込期間（令和8年度）

○ 令和8年4月13日（月）～令和8年12月18日（金）

3. 募集戸数

○ 5戸

ご注意ください

- ・ 点検商法、サービス商法にご注意下さい。

派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯していますので、ご確認下さい。

当耐震診断は、「一般診断法」（一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」）により、住宅の耐震性能の目安を判断するものです。

木造住宅の耐震診断 申し込みから耐震診断まで

1. 申し込み

※申し込みをお考えの場合は、事前にご相談ください。

申し込みは、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、建設課（都市計画班）へ提出（郵送可）してください。（申込書は建設課窓口にもございます。）

【以下の書類等が必要です。】

- 男鹿市木造住宅耐震診断申込書
- 対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類
（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳等）
- 納税証明願い
（市役所税務課債権管理班にて証明してもらってください。※手数料200円がかかります。）
- 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書
- その他（付近見取図、住宅平面図、設計図面、その他必要に応じた書類）

2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する建築士（以下「耐震診断士」という。）を選任し、その氏名及び所属等を記載した「男鹿市木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申込者へ送付します。

※お申込みから承認通知まで、しばらくお時間をいただきます。予めご了承ください。

3. 現地調査日程の調整

現地調査の日程調整のため、担当する耐震診断士より直接ご連絡いたします。

4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

5. 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、男鹿市より文書で通知します。

※耐震診断の評価（上部構造評点）は、次の4段階に分かれ数値で表されます。

- ①1.5 以上：倒壊しない ②1.0～1.5 未満：一応倒壊しない
③0.7～1.0 未満：倒壊する可能性がある ④0.7 未満：倒壊する可能性が高い

6. その他

お住まいの住宅によっては、利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。申請いただいた内容をもとに判断させていただきますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

男鹿市産業建設部建設課都市計画班

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1

TEL：0185-24-9144

FAX：0185-23-2424